資料１

１　障がい者差別の解消に資する市の取組について

（１）令和５年度の主な取組

① 啓発事業

日にち	内　　容
令和５年４月 ３日～７日	世界自閉症啓発デーを掲示 一般社団法人チーム・アダプテーションの後援として、発達障がいに対する啓発パネルを、市庁舎障がい福祉課前ロビーに掲示した。
令和５年５月28日	ボッチャ大会を開催 市スポーツ推進課主催で、障がいの有無に関係なく楽しめるボッチャ大会を市総合体育館で開催。会場にいなくても参加できるオンラインボッチャも実施した。参加人数：95人
令和５年７月６日	障がい者雇用支援セミナーを開催 市商工課とタイアップして、事業所向けに障がい者が働ける環境づくりに関する障がい者雇用支援セミナーを市民交流センターおあしすで開催した。参加事業所：19　参加者：26人
令和５年８月25日	合同就職面接会を開催 市商工課とタイアップして、一般枠とともに、障がい者枠も設けて市民交流センターおあしすで合同就職面接会を開催した。 障がい者求人の部　参加事業所：13事業所　面接希望者：41人 採用となった障がい者数：１人
令和５年９月 ７日～15日	障がい者アート展を開催 市内在住、在勤、在学の障がい者を対象に「絵(イラスト)」、「工作」、「写真」の３部門で作品を募集した。作品の展示及び投票は市庁舎１階コミュニティルームと市ホームページ上で実施した。 応募作品数：46点
令和５年９月23日	手話言語の国際デーにブルーライトアップを実施 「手話言語の国際デー」に関連し、「手話が言語である」ことへの認知が広がるよう、市庁舎と吉川駅前なまずモニュメントをシンボルカラーのブルーでライトアップした。
令和５年11月１日	広報よしかわ11月号に「思いやり駐車場制度開始の特集」を掲載 埼玉県が取り組む「思いやり駐車場制度（資料２）」の紹介を掲載し、障がい者などの駐車場利用に対する理解を周知した。
令和５年11月４日	第２回障がい者アート展表彰式を開催 ９月に実施した「障がい者アート展」において部門ごとに得票数が多かった優秀作品と、市長賞を受賞した作品の作成者や関係者を招き、市庁舎で表彰式を開催。

令和5年11月19日	市民まつりのステージで手話歌を披露 おあしすステージに、「吉川市聴覚障害者協会」「手話サークルさつき会」「市障がい福祉課」が合同で来場者に手話歌を披露した。
令和5年12月1日	広報よしかわ12月号に「障害者週間」の特集号を掲載（資料3） 障害者週間に合わせて、障がい者に対する理解啓発をはかるとともに、障害者差別解消法や障がい者就労促進支援金、ミライロＩＤ（※）などについての記事を掲載した。
令和5年12月3日	第7回屋内スポーツ大会を開催 障がいの有無にかかわらず、ルールなどを工夫して誰でも参加できる大会として市総合体育館で開催。ボッチャやふうせんバレーなどの競技を一緒に行い交流を図った。　　参加者：106人（20チーム）
令和6年2～3月	民間事業者への合理的配慮義務化の周知 4月から施行される民間事業者への合理的配慮の義務化に向けて、商工会などの団体に各会員への周知を依頼予定。また、公共施設に啓発ポスターを掲示予定。
令和6年3月24日	「共に生きる 書家 金澤翔子」上映会を開催予定（資料4） 実行委員会主催により、ダウン症の娘と母の絆を描くドキュメンタリー映画を市民交流センターおあしす ホールにて上映予定。

※ミライロＩＤとは、障がいのある人に向けたスマホ用アプリで、障がい者ご自身が自分の携帯に無料でダウンロードして、障害者手帳の情報を取り込むことで、デジタル障害者手帳として、様々な場面で提示することが可能になる。

【その他】

・寄附を募り、障がい者の方々の就労支援を実施した。

ノブくんスマイル基金への寄附　　約32万円（13人）

○令和5年度の障がい者就労促進支援金の交付実績

	申請件数	交付額
就労応援金	9件	39,000円
実習協力金	9件	195,000円
就労初期支援	4件	108,000円

② 研修事業

・障がい特性などを広く学ぶ「あいサポーター研修」を実施した。

7月21日　小学生を対象に市児童館で「あいサポートキッズ研修」を開催。

10月6日　東中学校で中学2年生を対象に「あいサポーター研修」を実施。

あいサポート運動推進事業の実績

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
あいサポーター研修回数（回）	６	１１	９
あいサポーター受講者数（人）	９０	２１０	２１１
メッセンジャー研修回数（回）	１	０	１
メッセンジャー登録者数（人）	８	０	２

※R5 年度については，R5 年１月までの実績

２　令和６年度の障がい者差別の解消に資する市の取組予定について

（１）　第５次市障がい者計画の推進

・令和６年度を始期とする「第５次市障がい者計画」の策定を進めており、計画に基づく施策に取り組んでいく。

第５次吉川市障がい者計画（案）～抜粋～

【基本理念】「共生と社会参加の実現、地域生活の促進」

―ともに助け合い地域で安心して暮らし、幸福を実感できるまち―

１　共生する地域づくり（権利擁護）

（１）障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消に向け、社会的な障壁や理解不足を解消していく取り組みを進めるとともに、様々な合理的配慮の提供に向けた取り組みを進めます。

①障がいに対する理解促進

広報やホームページ、啓発パンフレットによる周知や「あいサポート運動」の出前研修を開催するなど、障がいのある方への差別的取り扱いの禁止や社会的障壁除去のための合理的配慮などの理解を促進します。

また、高次機能障害者内部障がいなどの周囲から理解されにくい障がいについても、その特徴や内容などについて周知を図ります。

（２）啓発事業

・令和 5 年度に開催した各事業について、必要に応じて内容や実施方法等を見直し、改善を加えながら継続していく。

（３）研修事業

・小学生を対象とした「あいサポートキッズ研修」を開催し、「あいサポートキッズ」（支援者）を育成していく。

・様々な障がいの特性や必要な配慮等について学ぶあいサポーター研修を開催し、「あいサポーター」（支援者）を育成する。併せて、講師育成を目的とした研修を行い、「メッセンジャー」（講師）を育成していく。

・「あいサポーター研修」を市内の事業者向けに研修をＰＲし、出前講座の形式で積極的に実施し、支援者を増やす。

３　令和５年度の障害者差別解消法に関する事例等について

（1）市に寄せられた相談　　０件

市内の障がい者団体から寄せられた差別に関係する意見（要約）
※第５次市障がい者計画策定の際の団体ヒアリング等から

・市人口からすると障がい者は少数だが、その少数を大切にすることで健常者も優しさや思いやりを持つことができる。今後、何かを作る時、策定する時等様々な場面に、障がい者をイメージし、やさしい街、使いやすい街になることを期待する。

・障がいについてあまり理解のない方から「どうせできるわけがない」「黙って家にいればいい」「見えないのに出歩くな」「税金のむだづかい」等の言葉をよく聞く。

・聴覚障がいのため、公共交通機関（駅・バス・高速道路等）やコインパーキング等にて、インターホンによる音声やり取りができずに困ることがある。

・電話リレーサービスが認知されておらず、いたずらだと思い切られることがあった。

・何度もパトカーを呼んでいるうちに、近隣の方から「引っ越して欲しい」と言われた会員がいた。

・外出先のトイレで大人用のベッドかなく、おむつ替えができず、授乳室の床に寝かせたことがあった。

・担任による子どもへの影響は大きく、年度ごとに対応が大きく変わることで子ども達は混乱してしまう。障がいについて理解がない対応をされたことで、子どもが辛くなり問題行動を起こしても、根本的解決に至らないことも多い。各小学校の特別支援級の教員は、特別支援教育課程修了または、研修を充分に受けた教員を希望する。

（2）他市等に寄せられた相談事例

事例１（障がい者と分かった途端に子ども扱いされた）

Ｑ：ハローワークの各窓口において、精神障害者福祉手帳を保有していることが分かった途端、タメロで子ども扱いをされた。本人は、以前、仕事の中でうつ病になってしまっただけなのに、タメロや子ども扱い、その他の偏見を受けた。

Ａ：本人に、「ハローワーク内のどの窓口のどの職員に不適切な対応をされたか」確認を行ったところ、「特定の窓口や個人限定ではなく、組織的に全員がそのような対応をしている。」との説明があった事から、本人と今後の対応について検討。

また、「匿名で、絶対に個人を特定させない事」を強く希望するとの事から、ハローワーク内の障がい者に対応しうる全ての窓口（障害者職業センター等）に対し、担当が直接本相談について情報共有の形を取り、今後の対応向上を求める事とした。

その結果、ハローワーク内の各部署（障害者職業センター等）の 各管理職の方に本人の主訴を伝え、理解を得ることができた。併せて、障がい特性によっては、口語等の方が理解しやすい方が居る事も伝え、個人個人の特性に合わせた対応が必要である事を伝え、障がいのある方への対応等で悩んだ際には、市としても情報提供や対応方法の提案等可能な限り協力出来る旨をハローワークに伝えた。この内容について、ご本人へ報告し、本人より了承を得た。

事例２（投票所において不当な差別的取り扱いをされた）

Ｑ：国会議員選挙において、障がいのある方から、投票所における不当な差別的取扱いに該当する次の相談があった。

ア　知的障がいのある方が、家族とともに投票所に行った際、てんかんの発作があるため家族の付き添いが必要な状態であると伝えたが、選挙人以外は入場できないと断られた（その後、投票管理者の判断により、同伴して入場できた）。

イ　視覚障がいのある方が、点字で投票用紙を記入後、投票所職員が投票用紙を投票箱に入れてしまい、自分で投票箱に入れることができなかった。

Ａ：区の全職員に対して障害者差別解消法を周知するとともに、障がいのある方への適切な対応を依頼することとした。また、選挙の担当課に対して、選挙従事職員説明会などを通して、選挙に従事する職員に障がいのある方への適切な対応について説明するよう依頼した。

事例３（専門学校での聴覚障がいの学生への合理的配慮）

Q：専門学校に通う聴覚障がいのある学生に関して、学校、学生双方より相談。

これまでは学生のスマートフォンで UD トーク（音声認識文字化アプリ）等を利用して授業を受けていたが、実技等いくつかの授業には手話通訳を希望している。しかし、学校は手話通訳の費用負担は過重な負担であると考えている。また学生は、卒業時のサポート制度（※）の適用外となることを入学時に承諾したが、今考えるとそれは障がい者差別なので、その承諾書を破棄してほしいとも求めている。

※サポート制度…40 歳未満の学生が、卒業時に就職が決まっていない場合、その後就職できるまで２年以内で、学校で学ぶ機会を無償で提供する制度

A：広域支援相談員が学校・学生それぞれと面談したほか、双方の話合いの場にも同席した。学校としては、手話通訳をつけることは過重な負担になるため、学校の用意するパソコンにマイクをつなぎ UD トークを活用して授業を行うことで対応したいと代替措置を提案。学生も一旦受け入れたものの、グループワークなどの授業では UD トークでは不十分なところがあるため筆談補助を求めており、学校側はその対応も難しいとしている。サポート制度に関する承諾書については、顧問弁護士と相談の上、破棄せず学生管理の資料として残す、との学校の回答だった。